

大通達甲（人少）第9号

令和3年3月31日

簿 冊 名	例規(1年)
保存期間	1 年

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

少年事件の適正捜査の徹底について（通達）

少年事件捜査については、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等に定める手続及び非行事実の認定を厳正に行う必要があるため、「少年事件の適正捜査の徹底について」（平成31年3月14日付け大通達甲（人少）第1号）により適正捜査の徹底を図っているところであるが、この度、行政手続等における押印原則の見直しに伴い、令和3年4月1日から下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 少年事件選別主任者制度の効果的な運用

- (1) 警察署長は、少年の措置の選別、処遇上の意見の決定又は犯罪少年の指紋及び掌紋の採取並びに写真撮影の可否の決定をしようとする場合は、大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号。以下「活動規程」という。）第14条第2項に規定する少年事件選別主任者の意見を聞くこと。
- (2) 警察署の生活安全課以外の課長が少年に係る事件（活動規程第14条第4項ただし書に規定するものを除く。）を処理しようとする場合は、事件指揮簿（犯罪捜査規範施行細則（昭和32年大分県警察本部訓令第27号）第1号様式）及び犯罪事件処理簿（「犯罪事件受理簿等の様式について」（平成26年3月3日付け大通達甲（刑企）第8号）第4号様式及び第7号様式）の決裁の際に確実に少年事件選別主任者の合議を受け、その意見が効果的に反映されるよう配意すること。この場合において、少年事件選別主任者は、その意見について事件指揮簿及び犯罪事件処理簿の余白に記載すること。
- (3) 少年事件選別主任者は、意見を聽かれた場合は、その任務の重要性を認識し、適正な指導及び助言を行うこと。

2 報告を要する不適正事案とその対応

(1) 報告を要する不適正事案

次に掲げる事案については、生活安全部人身安全・少年課長に速報すること。

- ア 少年法、刑事訴訟法等に基づく手続に反すると指摘され、若しくは抗議を受けた事案又はそのおそれのある事案
- イ 活動規程第3条に規定する事項等に反すると指摘され、若しくは抗議を受けた事案又はそのおそれのある事案

ウ 非行なしを理由とする審判不開始若しくは不処分決定がなされた事案又はそのおそれのある事案

(2) 不適正事案に対する適切な対応

ア 不適正な取扱いであるとして抗議等が行われた事案については、事実関係及び関係者の動向等を的確に把握し、その概要を生活安全部人身安全・少年課長に速報すること。

イ 不適正事案が発生した場合には、その事実の概要及び原因等を徹底的に調査し、その結果を踏まえた業務の見直しを行うなどのは正措置を講ずること。

ウ 非行なしを理由とする審判不開始又は不処分決定事案が発生した場合には、事件処理関係者を交えた検討会を確實に実施し、その原因、問題点に応じた対応策を講ずること。

(人身安全・少年課少年事件特別捜査班)